別紙①（第４条関係）

（表）

誓　　約　　書

申請者が那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第８条第１項第１号イからリに該当しない者であることを誓約する書面

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第８条第１項第１号に規定する欠格要件

イ　この条例、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１０年栃木県条例第３７号）又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成１６年栃木県条例第４０号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ロ　第１９条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那須塩原市行政手続条例（平成１７年那須塩原市条例第１３号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しない者を含む。）。ただし、申請者が第１９条第１項第２号又は第７号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ハ　第１９条第１項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ　第２０条の規定による必要な措置を完了していない者

ホ　小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの　　ト　法人でその役員又は規則で定める使用人（注１）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ　個人で規則で定める使用人（注１）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第５項第２号イからヘまでに掲げる者のうち規則で定めるもの（注２）

（注１）那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第４条の２　条例第８条第１項第１号ト及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

⑴　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

⑵　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（注２）条例第８条第１項第１号リの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

⑴　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑷　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和４５年法律第９７号）、騒音規制法（昭和４５年法律第９８号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）、悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）、振動規制法（昭和５１年法律第６４号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１５年法律第６５号）で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成５年法律第７７号。第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律　（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑸　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

⑹　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７条の２第３項（法第１４条の２第３項及び法第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

⑺　前号に規定する期間内に法第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）

⑼　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第１号から前号までのいずれかに該当するもの

⑽　法人でその役員又は使用人のうちに第１号から第８号までのいずれかに該当する者のあるもの

⑾　個人で使用人のうちに第１号から第７号までのいずれかに該当する者のあるもの

⑿　暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第８条第１項第１号イからリに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）